

協議案件

不登校児童・生徒の支援に係る取組について

令和7年9月23日
総合教育会議

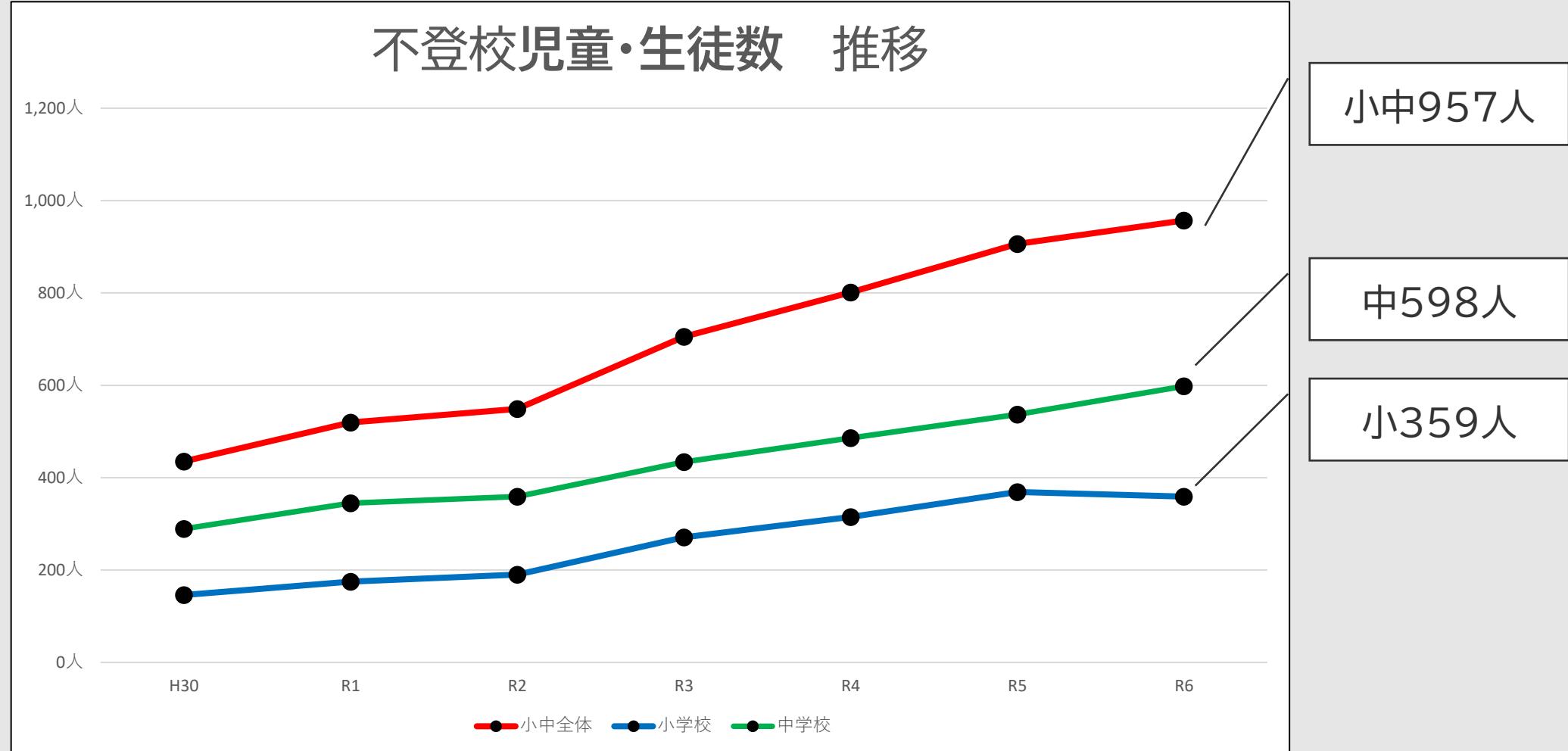
目 次

- 1 不登校児童生徒数の推移及び状況、市における施策の位置づけ
- 2 校内教育支援教室(居場所サポーター)の取組について
- 3 教育支援教室(あるくの森)
- 4 多様な居場所づくり(市長部局との連携)

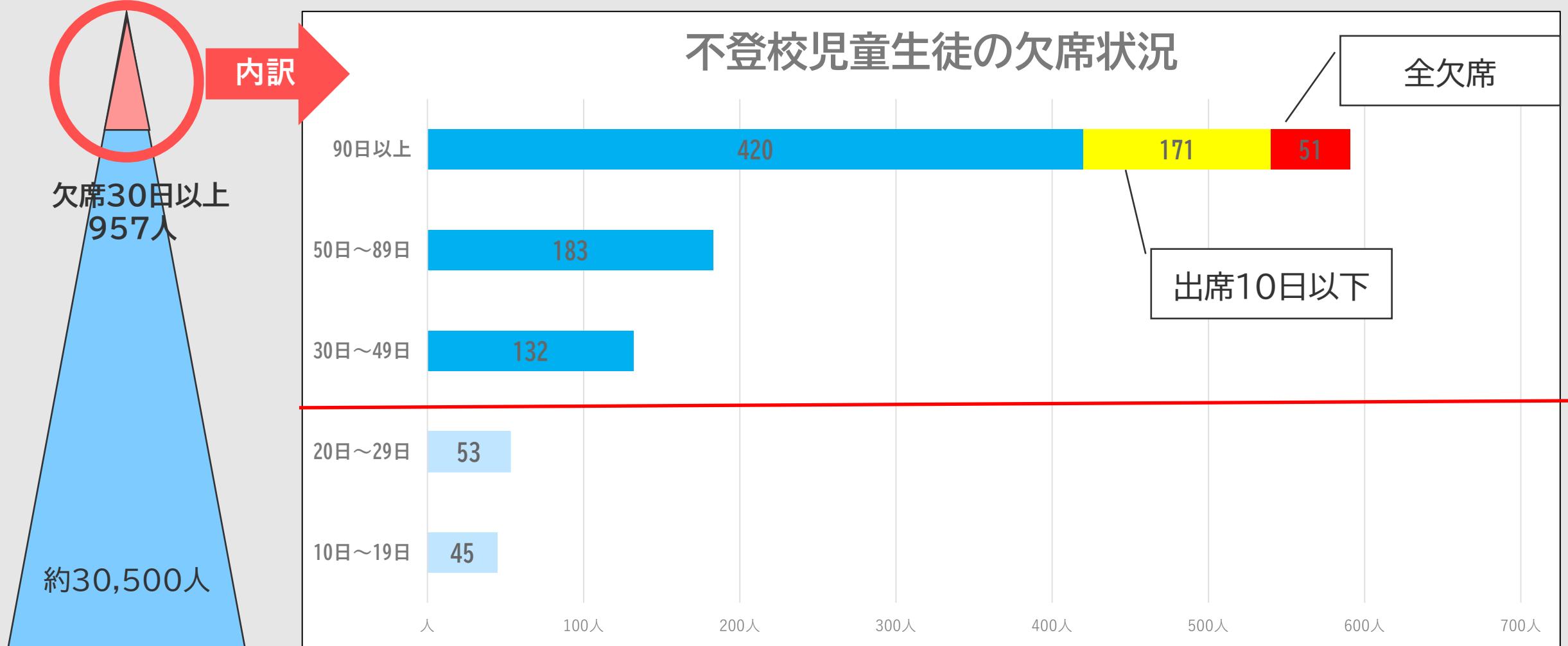
目 次

- 1 不登校児童生徒数の推移及び状況、市における施策の位置づけ**
- 2 校内教育支援教室(居場所サポーター)の取組について
- 3 教育支援教室(あるくの森)
- 4 多様な居場所づくり(市長部局との連携)

現状と課題



現状と課題



出席認定

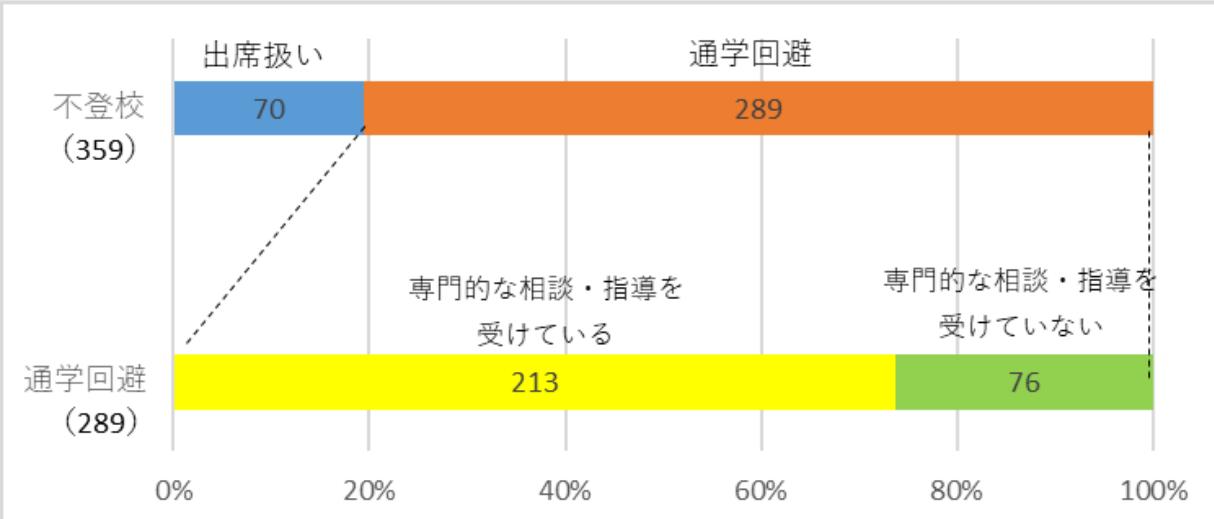
不登校児童・生徒が学校外の施設・機関等において相談・指導を受けていて、以下の要件が満たされる場合、当該校長の判断で、民間施設等において相談・指導を受けた日数を出席簿、指導要録ともに出席とすることができます。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係がある。
(例：両者で連携を密に取り合い、児童生徒の状況が共有できる。)
- (2) 不登校の要因や理由が保護者と学校の間で共有されている。
- (3) 児童生徒本人や保護者の希望がある。
- (4) 民間施設等における相談・指導状況が保護者・学校に適切に提供
されている。
- (5) 必要に応じ、学校の学習課題に取り組む指導が行われている。
(例：定期考査を受ける、課題プリントを提出する。)
- (6) 民間施設等と学校との間で連携・協力関係が構築されている。
(例：訪問や見学、打合せ等を定期的に実施することができる。)

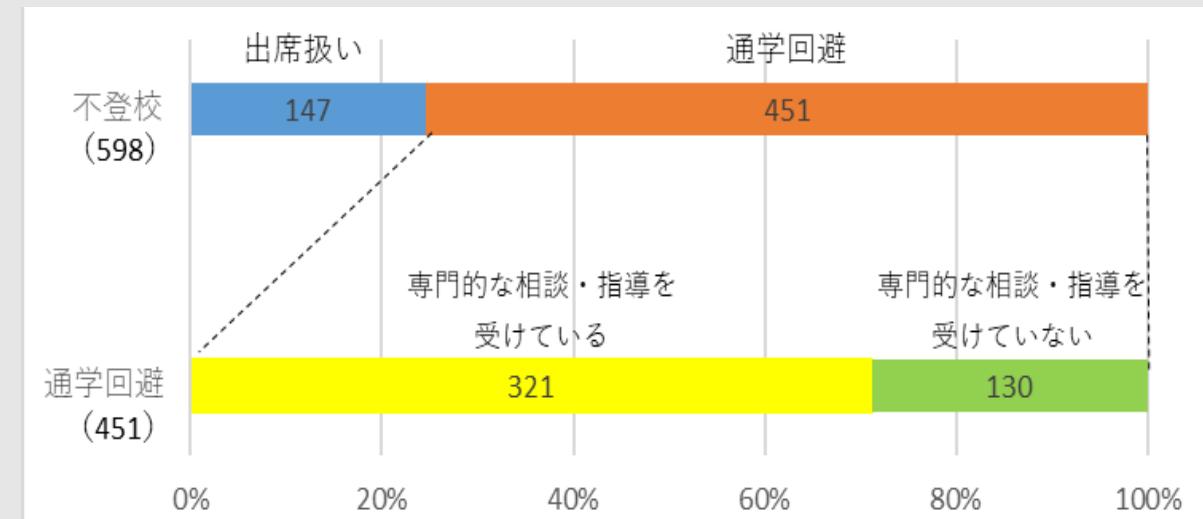
不登校児童生徒数の推移及び状況③

現状と課題

【小学校】（令和 6 年度）



【中学校】（令和 6 年度）



学校内外で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童・生徒数と割合の推移(令和 4 ~ 6 年度)

校種	令和 4 年度 (2022年度)		令和 5 年度 (2023年度)		令和 6 年度 (2024年度)	
	児童生徒数 (人)	割合 (%)	児童生徒数 (人)	割合 (%)	児童生徒数 (人)	割合 (%)
小学校	147	46.7	164	44.4	76	21.2
中学校	309	63.4	369	68.7	130	21.7

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けるとは(文部科学省調査の定義付けより)

学校内

- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー、相談員等

学校外

- ・教育支援センター（あるくの森）
- ・児童相談所、福祉事務所
- ・教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（あるくの森を除く）
- ・保健所、精神保健福祉センター
- ・病院、診療所
- ・民間団体、民間施設
- ・上記以外の機関等

※民間団体、民間施設とは、不登校生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。
なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

※本市では、学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けてない不登校生徒については、教職員から継続的な相談・指導を受けている。

※教職員とは、学級担任や学年主任等、当該生徒と一定の関わりを持つ教職員の内、養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等を除いた者をいう。

※継続的な相談・指導とは、不登校であった期間を通して、週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

市における施策の位置づけ①

第3期 吹田市教育振興基本計画 (吹田市教育ビジョン) 2025年3月策定

重点課題1として位置づけ

「誰一人取り残さない学びの保障の推進」

- 1 すべての児童・生徒の学びの場を確保し、学べる環境を整えます
- 2 心のSOSを見逃さず、多角的・組織的な支援の充実を図ります
- 3 安心して学べる学校づくりを推進します

基本方向1	幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います	施策1	質の高い幼児教育の提供	重点課題1	誰一人取り残さない学びの保障の推進
基本方向2	義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います	施策2	小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実	重点課題2	誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実
基本方向3	一人ひとりが尊重される学びを推進します	施策3	多様なニーズに応じた子育て支援の推進	重点課題3	教員の働き方改革の推進
基本方向4	安心・安全で豊かな学校環境を整備します	施策4	確かな学力の育成		
基本方向5	青少年の健やかな育ちを支援します	施策5	豊かな心の育成		
		施策6	健やかな体の育成		
	<th>施策7</th> <td>多様な課題に対応する力の育成</td> <td></td> <td></td>	施策7	多様な課題に対応する力の育成		
	<th>施策8</th> <td>小中一貫教育の推進</td> <td></td> <td></td>	施策8	小中一貫教育の推進		
	<th>施策9</th> <td>児童・生徒を支援する生徒指導の充実</td> <td></td> <td></td>	施策9	児童・生徒を支援する生徒指導の充実		
	<th>施策10</th> <td>特別支援教育の充実</td> <td></td> <td></td>	施策10	特別支援教育の充実		
	<th>施策11</th> <td>すべての子供の学ぶ機会の確保</td> <td></td> <td></td>	施策11	すべての子供の学ぶ機会の確保		
	<th>施策12</th> <td>教職員の資質能力の向上</td> <td></td> <td></td>	施策12	教職員の資質能力の向上		
	<th>施策13</th> <td>教員の働き方改革の推進</td> <td></td> <td></td>	施策13	教員の働き方改革の推進		
	<th>施策14</th> <td>学校・園運営体制の強化・多様な主体との連携</td> <td></td> <td></td>	施策14	学校・園運営体制の強化・多様な主体との連携		
	<th>施策15</th> <td>安心・安全な学校・園の整備</td> <td></td> <td></td>	施策15	安心・安全な学校・園の整備		
	<th>施策16</th> <td>学校規模適正化等の教育環境の整備</td> <td></td> <td></td>	施策16	学校規模適正化等の教育環境の整備		
	<th>施策17</th> <td>教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</td> <td></td> <td></td>	施策17	教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進		
	<th>施策18</th> <td>地域全体での青少年育成活動の推進</td> <td></td> <td></td>	施策18	地域全体での青少年育成活動の推進		
	<th>施策19</th> <td>遊びや体験活動の推進</td> <td></td> <td></td>	施策19	遊びや体験活動の推進		
	<th>施策20</th> <td>子供・若者の支援に関する取組</td> <td></td> <td></td>	施策20	子供・若者の支援に関する取組		

市における施策の位置づけ②

重点課題1

「誰一人取り残されない学びの保障の推進」

【指標1】

学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けた児童・生徒の割合

41.2% ⇒ 100%
(令和5年度) (令和11年度)

【指標2】

スクールソーシャルワーカーの支援により不登校、虐待等の課題が解決もしくは改善した児童・生徒の割合

小学校 79.0% ⇒ 100%
中学校 80.0%
(令和5年度) (令和11年度)

基本方向1	幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います	施策1	質の高い幼児教育の提供	重点課題1
施策2	小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実	施策3	多様なニーズに応じた子育て支援の推進	
基本方向2	義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います	施策4	確かな学力の育成	
施策5	豊かな心の育成	施策6	健やかな体の育成	
施策7	多様な課題に対応する力の育成	施策8	小中一貫教育の推進	
基本方向3	一人ひとりが尊重される学びを推進します	施策9	児童・生徒を支援する生徒指導の充実	
施策10	特別支援教育の充実	施策11	すべての子供の学ぶ機会の確保	
基本方向4	安心・安全で豊かな学校環境を整備します	施策12	教職員の資質能力の向上	
施策13	教員の働き方改革の推進	施策14	学校・園運営体制の強化・多様な主体との連携	
施策15	安心・安全な学校・園の整備	施策16	学校規模適正化等の教育環境の整備	
施策17	教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	施策18	地域全体での青少年育成活動の推進	
基本方向5	青少年の健やかな育ちを支援します	施策19	遊びや体験活動の推進	
施策20	子供・若者の支援に関する取組			

不登校児童生徒への支援の視点

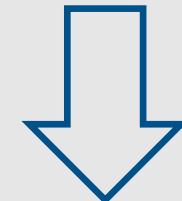
令和5年11月17日 文部科学省通知

- ◆ 学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく
- ◆ 自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す
- ◆ 不登校の時期は休養等の積極的な意味を持つ



一方で

学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在する



つまり

学校教育の意義・役割

児童生徒の社会的自立を目指しつつも、学校としての役割を果たすよう努める必要がある

学校 ⇒ 様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関

目 次

1 不登校児童生徒数の推移及び状況、市における施策の位置づけ

2 校内教育支援教室(居場所サポーター)の取組について

【資料2】のとおり

3 教育支援教室(あるくの森)

4 多様な居場所づくり(市長部局との連携)

目 次

1 不登校児童生徒数の推移及び状況、市における施策の位置づけ

2 校内教育支援教室(居場所サポーター)の取組について

3 教育支援教室(あるくの森)

4 多様な居場所づくり(市長部局との連携)

1. 入室児童・生徒数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7 8	5 4	7 4	7 4	8 3	1 9 2

2. 令和7年度の入室状況（令和7年8月末）

	前年度より 継続	1 学期 新規入室	合計
小学生	3 1	8	1 3 4
中学生	8 1	1 4	

令和5年度までは、「光の森」「学びの森」入室者数合計。
令和6年度「あるくの森」入室者数。

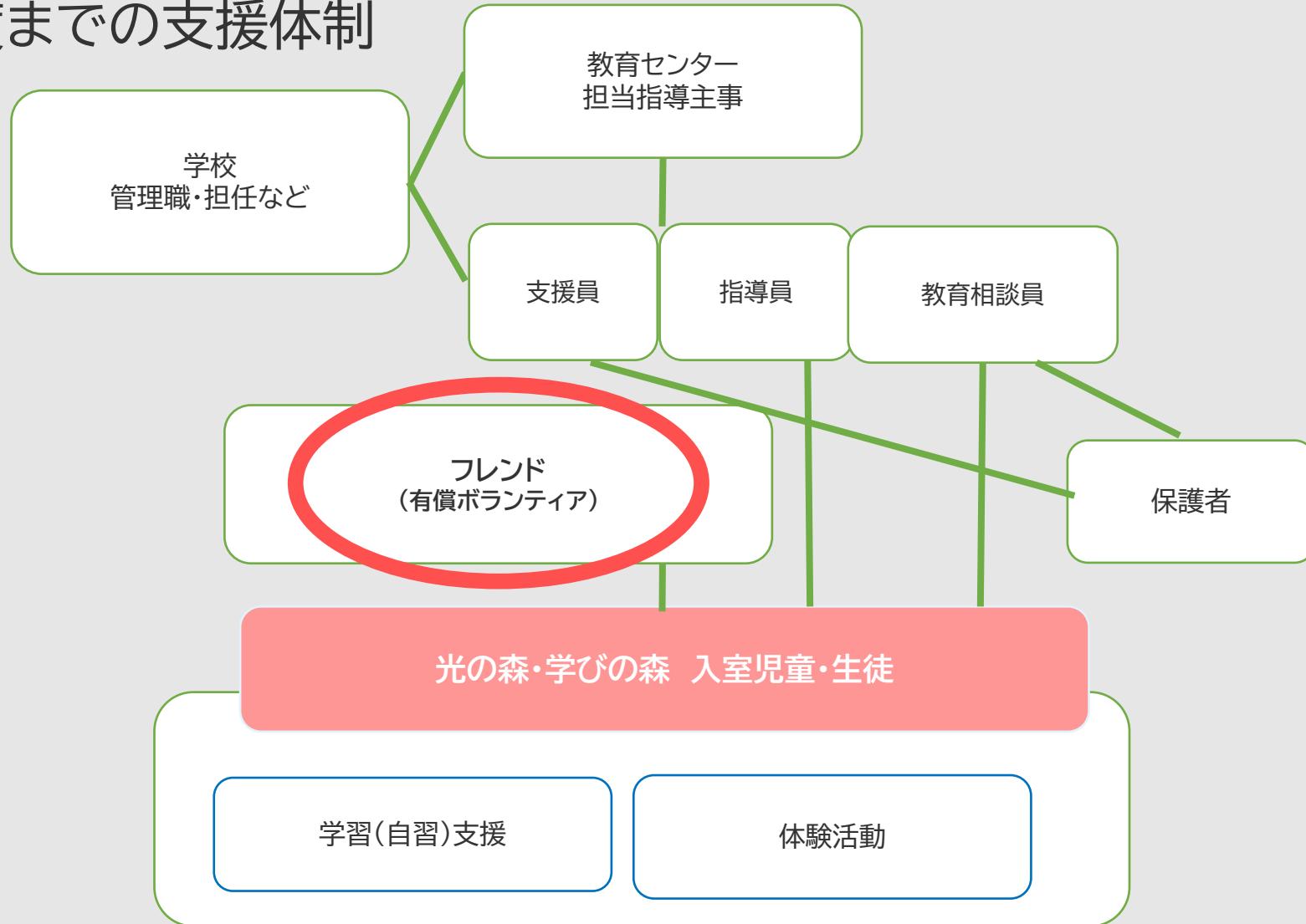
【成果】

- ・入室児童・生徒が倍増
- ・支援学級在籍児童・生徒の入室
- ・体験活動の充実
- ・児童・生徒同士のつながり（異年齢交流）

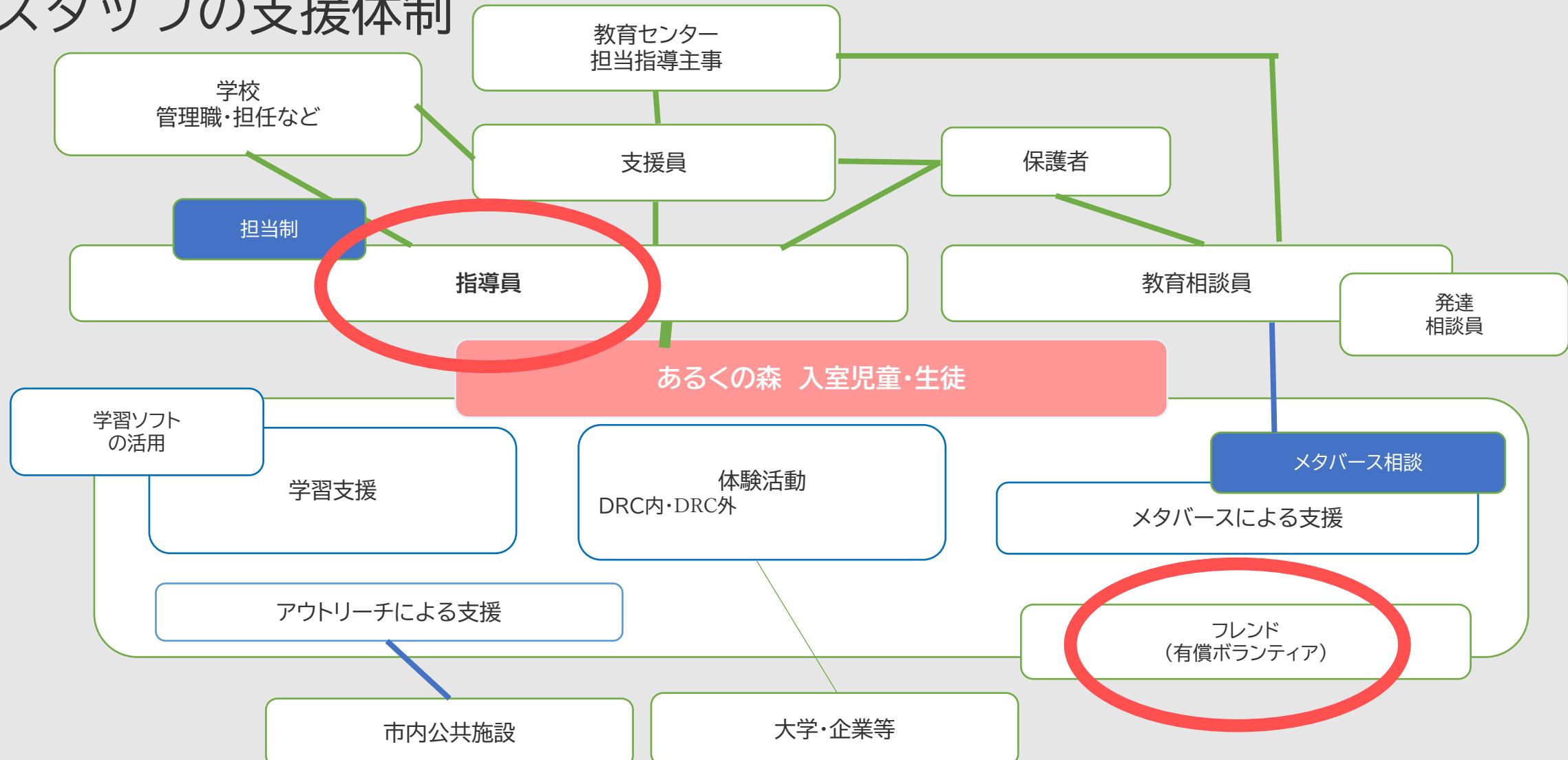
【課題】

- ・低学年児童への学習支援
- ・アウトリーチ支援の充実
- ・メタバースの活用

令和5年度までの支援体制



4. スタッフの支援体制



5. 体験活動

教科	創作等		DRC外活動
音楽教室	美術教室	プログラミング	飯盒炊爨
体操教室	iPad 創作活動	SDGs	職場体験
調理実習	書道教室	デジタル・シティズンシップ	くわい植え付け体験
英語教室	物づくり（木工など）	こころの教室	水泳教室
理科実験教室	国際理解教室	行事企画	遠足

6. 保護者支援

あるくの森 保護者懇談会

市PTA協議会と連携した「不登校フォーラム」の実施

目 次

- 1 不登校児童生徒数の推移及び状況、市における施策の位置づけ
- 2 校内教育支援教室(居場所サポーター)の取組について
- 3 教育支援教室(あるくの森)
- 4 多様な居場所づくり(市長部局との連携)

令和6年度 教育支援教室の地域別入室児童・生徒数

教育支援教室 入室人数（令和6年3月末時点）

中学校ブロック	小	中	計
第一中学校ブロック	4	18	22
第二中学校ブロック	0	0	0
第三中学校ブロック	0	5	5
第五中学校ブロック	1	6	7
第六中学校ブロック	4	5	9
片山中学校ブロック	5	5	10
佐井寺中学校ブロック	7	9	16
南千里中学校ブロック	0	7	7
豊津中学校ブロック	6	9	15
豊津西中学校ブロック	0	3	3
山田中学校ブロック	2	13	15
西山田中学校ブロック	4	12	16
山田東中学校ブロック	2	5	7
千里丘中学校ブロック	2	1	3
高野台中学校ブロック	4	5	9
青山台中学校ブロック	13	7	20
竹見台中学校ブロック	4	4	8
古江台中学校ブロック	8	12	20
合計	66	126	192



1. 児童館等の活用

授業時間中の不登校児童・生徒等の受け入れ

「外出」を目標とした支援として令和6年度に体制強化

2. 令和7年度の活用状況

※延べ人数

	4月	5月	6月	7月	8月
小学生	4	1	16	13	5
中学生	0	0	9	5	3

(人)

専門家
(SSWや臨
床心理士)
のアセスメ
ントを踏ま
え、個に応
じた支援

教育支援教室 「あるくの森」における支援

校内支援教室における支援

児童・生徒の力を信じ、一人ひとりの
成長を促す授業づくり

家庭訪問活動・
福祉による支援

児童館等市内公共施設
における支援

家族以外の人との関わり

外出を目標とする
児童・生徒の居場所

学校に向かうことが難しい
児童・生徒の家庭外の居場所
学習支援

教室には入ることは難しい
児童・生徒に学校の居場所

魅力ある学校づくりに
向けた授業改善

ICTを活用した支援

誰一人取り残さない
重層的な支援



	施設	目的	対象となる児童・生徒	活動内容
	児童会館 ・児童センター	日中に外出しにくい児童・生徒に身近な場所で安心して過ごせる居場所を提供する	<ul style="list-style-type: none"> 学校に行きづらい児童・生徒 不登校状態が続き、外出しづらい児童・生徒 校区外の児童会館・児童センターの利用も可能 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の用具を用いた自主活動（ボードゲームや卓球など） 他の児童・生徒や職員とのコミュニケーション 自習 図書室での読書
学習支援なし	青少年クリエイティブセンター	日中に外出しにくい児童・生徒に安心して過ごせる居場所を提供する	<ul style="list-style-type: none"> 学校に行きづらい児童・生徒 不登校状態が続き、外出しづらい児童・生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館や運動場での施設の用具を用いた自主活動（スポーツなど） 他の児童・生徒や職員とのコミュニケーション 自習 図書室での読書
	青少年活動サポートプラザ	日中に外出しにくい児童・生徒に安心して過ごせる居場所を提供する	<ul style="list-style-type: none"> 学校に行きづらい児童・生徒 不登校状態が続き、外出しづらい児童・生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 3階ロビーでの自主活動 ロビーワーカー（ボランティア）との交流 自習 他の児童・生徒や職員との交流

誰一人取り残されない学びの保障に向けて

不登校の理由の多様化・低年齢化



多様な支援が必要

⇒教育以外の専門分野の知見が必要

学びの「場」の設定



「場」だけでは「学びの保障」につながらない

⇒人材が必要(限界がある)

1.保護者(家庭)支援の充実

不登校支援に係る情報提供や、相談体制の充実を図り、
保護者同士のつながりを大切にしながら、孤立・孤独を感じることなく、一人ひとりの子供の成長に向き合えるよう、支援する

2. 包括的支援体制の構築

教育・福祉・保育・医療など、行政の様々な専門性を活かし、
児童・生徒の健やかな成長を地域全体で見守る連携体制を構築
することで、全ての子供たちの学びを保障し、社会的自立を
支援する